

発議第2号

平成25年3月22日

幕別町議会議長 古川 稔 様

提出者	幕別町議会議員	中橋 友子
賛成者	幕別町議会議員	斉藤喜志雄
賛成者	幕別町議会議員	前川 雅志
賛成者	幕別町議会議員	藤原 孟
賛成者	幕別町議会議員	田口 廣之
賛成者	幕別町議会議員	牧野 茂敏

幕別町議会広報広聴委員会条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

幕別町議会広報広聴委員会条例

(設置)

第1条 幕別町議会の情報を広く町民に提供し、開かれた議会活動の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び第111条の規定に基づき、議会に広報広聴委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員定数)

第2条 委員会の委員の定数は9人以内とする。

2 委員は、総務文教常任委員会、民生常任委員会及び産業建設常任委員会（以下「各常任委員会」という。）並びに各会派から推薦された者をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会のホームページに関する事項
- (3) 議会報告会の企画運営及び議会報告会で聴取した意見等の整理に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

(委員の任期の起算)

第5条 委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員の選任)

第6条 委員の選任は、議長の指名による。

2 委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、委員会を代表し、会議の運営にあたる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(報酬)

第10条 委員長の報酬は、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年条例第8号)第1条に規定する常任委員会委員長の月額と同額とする。

(委員会の会議)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

3 委員会は、閉会中においても会議を開くことができる。

4 議長、副議長、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長は、委員

会に出席し、意見を述べることができる。

(会議規則との関係)

第12条 この条例にあるもののほか、委員会に関しては、幕別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年5月10日から施行する。
- 2 幕別町議会広報特別委員会規程（昭和60年5月10日施行）は、廃止する。